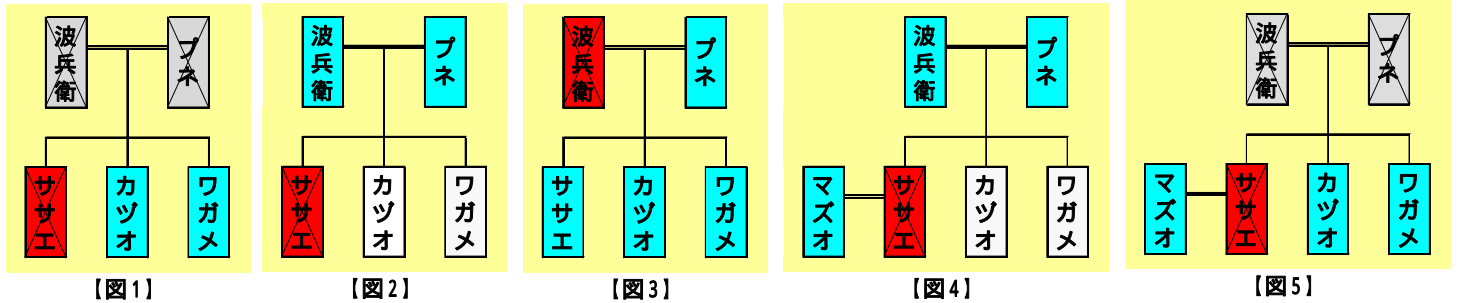


遺留分について ~全ての財産は愛人に?~

(1) 遺留分とは?

NO.30の最後で、マズオが『遺留分の侵害』とつぶやきました。遺留分とは、遺言がある場合においても相続人に認められている最低限の相続分のことをいいます。大前提として、誰もが自分の死後においても自分の財産を自由に処分する権利を有していますが、かと言って『自分の財産の全てを愛人にあげる』という極端な遺言が出てきたら遺された相続人は困ってしまいます。そこで民法では、一定の相続人には遺留分を認めています。今回は遺留分の割合までを確認します(説明の都合上、一度死んだはずの人間が生き返っている場合があります)。



兄弟姉妹が相続人である場合

【図1】ササエが亡くなり、カツオとワガメが相続人となりますが、まず全ての場合において兄弟姉妹には遺留分が一切認められていません。したがってこの場合、ササエが財産の全てを愛人に遺贈する内容の遺言書を遺していたら、遺留分のないカツオとワガメはそれに対してどうすることもできません。

直系尊属のみが相続人である場合

【図2】ササエが亡くなり、親である波兵衛とプネが相続人となります。このように、直系尊属のみが相続人となる場合の遺留分の割合は、相続財産全体の 1/3と定められています。相続人が複数いる場合にはさらにこの 1/3 を相続分で按分することになります。したがって、仮にササエが財産の全てを宗教法人に寄付するという内容の遺言書を遺したとしても、

$$\text{波兵衛・プネ} \quad 1/3 \times 1/2 (\text{各相続分}) = 1/6$$

の遺留分の権利をそれぞれ有することとなります。

以外の場合

上記 以外のケースでは、遺留分の割合は相続財産全体の 1/2と定められています。この遺留分を複数の相続人が相続分で按分するところは と同じです。例えば、【図3】では配偶者プネと子ササエ・カツオ・ワガメが相続人のため、それぞれ

$$\text{プネ} \quad 1/2 \times 1/2 (\text{相続分}) = 1/4$$

$$\text{ササエ・カツオ・ワガメ} \quad 1/2 \times 1/6 (\text{各相続分}) = 1/12$$

の遺留分の権利を有します。

【図4】は【図2】と似ていますが、配偶者マズオがいるため の『直系尊属のみが相続人』という要件に該当しません。したがって、遺留分は相続財産全体の 1/2 となり、それぞれ

$$\text{マズオ} \quad 1/2 \times 2/3 (\text{相続分}) = 1/3$$

$$\text{波兵衛・プネ} \quad 1/2 \times 1/6 (\text{各相続分}) = 1/12$$

の遺留分の権利を有します。

【図5】は、相続人が配偶者+兄弟姉妹となるパターンです。少し複雑ですね。まず の通り、兄弟姉妹であるカツオとワガメには遺留分がありません。それでは配偶者マズオはどうなるのでしょうか? には該当しませんので、遺留分の割合は相続財産全体の 1/2 ということになり、その権利はマズオ一人が有することになります。



マ『養子縁組を解消したいと言ったら、慰留はあるかなあ』